

愛媛県「三浦保」愛基金社会福祉分野公募事業実施要領

(目的)

第1条 地域の実情に応じ創意工夫を凝らした福祉活動を行う社会福祉団体や、住民主体の地域福祉活動に取り組むボランティアグループ等の活動に対し、補助金を交付することにより、社会福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 対象となる団体は、県内に事務所を有する社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、その他社会福祉の向上に寄与する事業を行う法人若しくは団体であって、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) おおむね1年以上継続して社会福祉に関する活動を行っていること。
- (2) 団体の組織を備え、定款、寄付行為、規約、会則その他の団体の運営に関する規定を有するとともに、運営に当たっては多数決を原則としていること。
- (3) 財産及び会計の管理が適切に行われていること。
- (4) 口座振替の方法により補助金を受領することができること。
- (5) 個人住民税の特別徴収を実施していること。(特別徴収義務がない団体を除く。)

2 前項に定めるもののほか、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校におけるグループで、地域福祉活動を行っているものは、公募の対象とする。この場合においては、学校長等指導的立場の者が第5条の申込みを行うものとする。

(対象事業)

第3条 対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業であって、国、県又は市町からの助成その他の公的助成を受けず、かつ、原則として公募事業実施年度の3月15日までに完了するものとする。

- (1) 高齢者に対する福祉サービスや支援活動に関する事業
- (2) 障がい者に対する福祉サービスや支援活動に関する事業
- (3) 子育て支援に関する事業
- (4) 地域福祉活動に関する事業
- (5) その他社会福祉の向上に関する事業

(補助金の交付)

第4条 県は、公募に応じて申込みのあった事業のうちから、基金の趣旨に合致し、より実施効果が高いと認められる事業を選考し、別に定めるところにより、当該事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において事業実施団体に補助金を交付する。

(応募方法)

第5条 応募しようとする団体は、別に定める募集要領により、指定された日時までに申し込まなければならない。

2 応募は、一の年度において、1団体1事業とする。

(選考方法)

第6条 補助金交付対象事業の選考は、保健福祉部審査会(以下「審査会」という。)及び愛媛県「三浦保」愛基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)の審査を経て、知事

が決定する。

2 審査会においては、所管課の意見を聴取した上で、一次審査及び二次審査を行う。

3 審査会の一次審査は、書類審査により二次審査を行う事業を選考し、二次審査は、一次審査で選考した事業の応募団体によるプレゼンテーション（応募団体によるプレゼンテーションが困難であると認められる場合にあっては、書類審査）を経て、総合的に評価し、順位を付して、運営委員会に付議する。

4 運営委員会は、審査会において二次審査を行った事業について、審査会の選考結果を基に審査し、審査結果を知事に報告する。

（情報公開）

第7条 補助金交付対象事業については、当該事業の概要及び団体の名称等を公表する。

（事業実施後の事業評価）

第8条 事業実施団体は、補助事業実施後、事業評価を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

2 前項の事業評価の結果は、福祉活動の推進に活かすため、広く公表する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、公募事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は平成20年4月22日から施行する。

附 則

この要領は平成21年2月17日から施行する。

附 則

この要領は平成25年2月15日から施行する。

附 則

この要領は平成28年2月18日から施行する。

附 則

この要領は令和3年1月12日から施行する。